

「さいたま市食の安全委員会」の概要

1. 目的

「さいたま市食の安全委員会」は、さいたま市における食の安全・安心の確保を図るため、広く市民等の方々の意見・提言を施策に反映することを目的として、設置されました。

主な職務は、「さいたま市食の安全委員会設置要綱」第2条に

- (1) 食の安全・安心の確保に必要な施策に関する意見・提言
- (2) 食の安全・安心に関する情報・意見交換

と定めておりますように、食の安全確保行政に関する施策の決定機関ではなく、消費者、生産者、事業者及び学識経験者の方々との相互理解と市の施策に対する意見聴取、市への建設的な提言等をいただくものです。

2. 設置年月日 平成16年8月2日

3. 委嘱期間(任期は2年とし再任を妨げない)

- ・第8期委員：平成30年7月31日から令和2年3月31日まで
- ・第9期委員：令和2年10月1日から令和4年3月31日まで
- ・第10期委員：令和4年5月16日から令和6年3月31日まで
- 第11期委員：令和6年5月17日から令和8年3月31日まで

4. 委員会の開催時期

例年4回開催しております。

5. 委員の構成(第11期) 13名

消費者(市民公募を含む)	4名(うち2名)
生産者関係	3名
事業者(食品製造業)	1名
事業者(加工・流通業)	1名
事業者(販売業)	1名
食品衛生協会	1名
学識経験者	2名

6. 委員会開催スケジュール等（予定）

令和 7 年度	内 容
4 月	
5 月	○第 1 回さいたま市食の安全対策会議（行政のみ） ・令和 6 年度さいたま市食の安全基本方針アクションプランの実施結果について ・令和 7 年度さいたま市食の安全基本方針アクションプラン（案）について ・行事に伴う食品の臨時出店について（取扱要領の改正について） ●第 1 回さいたま市食の安全委員会 ・令和 6 年度さいたま市食の安全基本方針アクションプランの実施結果について ・令和 7 年度さいたま市食の安全基本方針アクションプラン（案）について ・行事に伴う食品の臨時出店について（取扱要領の改正について）
6 月	
7 月	●第 2 回さいたま市食の安全委員会 ・施設見学
8 月	
9 月	
10 月	
11 月	○第 2 回さいたま市食の安全対策会議（行政のみ） ・令和 8 年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）について ●第 3 回さいたま市食の安全委員会 ・令和 8 年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）について
12 月	
令和 8 年 1 月	○第 3 回さいたま市食の安全対策会議（行政のみ） ・令和 8 年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に対する意見募集の結果について ・令和 8 年度さいたま市食の安全基本方針アクションプラン（素案）について ●第 4 回さいたま市食の安全委員会 ・令和 8 年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に対する意見募集の結果について ・令和 8 年度さいたま市食の安全基本方針アクションプラン（素案）について
2 月	
3 月	